

国保の加入・脱退は14日以内に届出を

異動の多いこの時期、届出が必要な人は期限内に忘れずに手続きをしてください。

問合せ 国保年金課国保係 ☎(95)9891

国保に加入するとき

こんなとき	届出に必要なもの
ほかの市町村から転入したとき	転出証明書
職場などの健康保険を脱退したとき（健保などの被扶養者から外れたとき）	職場の健康保険をやめた証明書 ※脱退日から14日以内に証明書が届かない場合は、期限内にご相談ください。
生活保護を受けなくなったとき	保護廃止通知書

加入の届出が遅れると 国保の加入資格が発生した日（前の健康保険の資格を喪失した日）までさかのぼって保険税を納めていただきます。

国保を脱退するとき

こんなとき	届出に必要なもの
ほかの市町村へ転出するとき	保険証
職場などの健康保険に加入したとき（健保などの被扶養者になったとき）	国保と健保の保険証
生活保護を受けるとき	保険証、保護開始通知書
死亡したとき	保険証、死亡を証明するもの、印鑑、葬祭費を振込む口座番号の分かるもの

脱退の届出が遅れると 資格がなくなったあとで国保の保険証を使って受診した場合、国保で負担した医療費を返還することになります。

そのほか

こんなとき	届出に必要なもの
住所、世帯主、氏名などが変わったとき	保険証
世帯が分かれたり、一緒になったとき	保険証
修学のため、子どもがほかの市町村に住むとき	保険証、在学証明書
保険証を破損・紛失したとき	破損した保険証

口座振替にご協力ください

国民健康保険税の納付は原則口座振替をお願いしております。加入・変更手続きの際には口座番号の分かるものとその届出印をご持参ください。

ご注意ください

すべての手続きに身分証明書が必要です。また、各種申請書にマイナンバーの記載が必要になりました。マイナンバーの分かるものと顔写真付身分証明書をお持ちください。

国保の届出とあわせて年金や福祉医療などの手続きをする場合は印鑑が必要です。

後期高齢者医療制度 協定保養所利用助成

被保険者の健康保持・増進を目的に協定保養所に宿泊する場合、1人1泊につき1,000円を助成します。4月1日から翌年3月31日までの1年間で、全保養所合わせて4泊まで利用できます。

利用方法 申込み時に各協定保養所に後期高齢者医療制度の被保険者であることを伝え、宿泊当日、保養所の窓口で後期高齢者医療の保険証および利用カード（初回利用時に交付）を提示してください。精算時に利用料金を1,000円助成します。

問合せ 県後期高齢者医療広域連合給付課

☎052(955)1205

協定保養所	電話番号
すいとびあ江南（江南市）	☎0587(53)5555
百年草（豊田市）	☎0565(62)0100
名古屋市休養温泉ホーム松ヶ島（桑名市）	☎0594(42)3330
あいち健康の森プラザホテル（東浦町）	☎0562(82)0211
シーサイド伊良湖（田原市）	☎0531(35)1151
サンヒルズ三河湾（蒲郡市）	☎0533(68)4696